

## 王寺町やわらぎ安心収集実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみを自ら所定の集積場所まで搬出することが困難な高齢者、障害者等のみの世帯に対し、町が戸別にごみを収集し、及び安否の確認の声掛けを行うこと（以下「やわらぎ収集」という。）により、高齢者、障害者等の身体的な負担の軽減及び安心して暮らしやすい在宅生活の支援を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱によるやわらぎ収集の対象者は、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成された世帯で、自ら集積場所までごみを搬出することが困難なものとする。ただし、親族、近隣の者等の協力により、ごみの搬出が可能な場合を除く。

- (1) 75歳以上の一人暮らしの世帯
- (2) 身体の状態が介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護認定3以上の認定を受けている一人暮らしの世帯
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する一人暮らしの世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する一人暮らしの世帯
- (5) 奈良県療育手帳制度実施要綱（昭和48年10月1日施行）の規定により療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当している一人暮らしの世帯
- (6) 世帯の構成員全員が上記(1)から(5)のいずれかに該当する世帯
- (7) 各号に掲げるもののほか、疾病、けがその他特別な事情があると町長が認められた者

2 町長は、前項第7号に掲げる者を対象者とするときは、その者と関係する自治会長、民生児童委員及び町の関係職員による協議を行うものとする。

### (利用の申請)

第3条 やわらぎ収集を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、王寺町やわらぎ安心収集利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。ただし、利用希望者が自ら申請することが困難な場合にあつては、利用希望者から委任された者（以下「代理人」という。）が代理で申請することができる。

2 前項の王寺町やわらぎ安心収集利用申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる世帯を構成する者が申請する場合 本人確認の写し
- (2) 前条第1項第2号に掲げる世帯を構成する者が申請する場合 介護保険被保険者証の写し
- (3) 前条第1項第3号に掲げる世帯を構成する者が申請する場合 身体障害者手帳の写し
- (4) 前条第1項第4号に掲げる世帯を構成する者が申請する場合 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) 前項第1項第4号に掲げる世帯を構成する者が申請する場合 療育手帳の写し
- (6) 前条第1項第7号に掲げる世帯を構成する者が申請する場合 診断書、処方箋等の写し

(現況調査)

第4条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、利用希望者のごみの搬出状況その他必要な事項について、利用希望者と面談し、町及び自治会長又は民生児童委員により自宅を訪問する等の現況調査を行うものとする。

2 前項の現況調査の実施に当たっては、あらかじめ利用希望者の同意を得るものとする。

3 第1項の現況調査は、王寺町やわらぎ安心収集利用調査票（様式第2号）に基づき行うものとする。

4 前条第1項ただし書に規定する代理人が申請する場合には、当該代理人が現況調査に立ち会うものとする。

(利用の決定)

第5条 町長は、前条に定める現況調査の結果により、やわらぎ収集の利用の承認の可否を決定し、その結果を王寺町やわらぎ安心収集決定通知書（様式第3号）により、申請者（第3条第1項ただし書に規定する代理人が申請する場合には、当該代理人）に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定によりやわらぎ収集の利用の承認を決定したときは、やわらぎ収集の利用の承認の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、氏名、住所その他必要な事項を記入した王寺町やわらぎ安心収集利用者台帳（様式第4号）を整備するとともに、やわらぎ収集に従事する職員（以下「担当職員」という。）に通知するものとする。

(収集の方法等)

第6条 利用者は、町が定める家庭ごみの分別及び排出方法によりごみの分別及

び排出を適正に行い、町が指定した日に搬出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、粗大ごみその他町が所定の集積場所において定期的に収集しないごみについては、やわらぎ収集の対象としない。
- 3 やわらぎ収集におけるごみの集積場所は、原則として利用者の自宅の玄関前とする。ただし、これにより難しい場合は、利用者と協議の上、決定するものとする。
- 4 利用者は、前項の規定によるごみの集積場所について、近隣の住民に理解を求め、了承を得なければならない。
- 5 町長は、利用者が第1項の規定によるごみの分別及び排出を適正に行わない場合は、当該利用者を指導し、又はごみの分別及び排出を適正に行うことができるよう親族若しくは関係者と協議するものとする。

(安否の確認)

- 第7条 担当職員は、収集の都度安否の確認のため利用者に声掛けを行うものとする。
- 2 担当職員は、前項の規定による安否の確認ができないときは、不在連絡票(様式第5号)を投函するとともに、その状況に応じて緊急連絡先への連絡等、必要な措置を講ずるものとする。

(利用の一時停止等の連絡)

- 第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町へ連絡しなければならない。
- (1) 指定された日にごみを搬出しないとき。
  - (2) 入院等により長期不在となる場合で、一時的にやわらぎ収集の停止を希望するとき。
  - (3) やわらぎ収集を一時的に停止されている場合で、再開を希望するとき。

(変更又は利用中止の届出)

- 第9条 利用者は、第3条の規定による申請の内容に変更があったとき又はやわらぎ収集の利用を中止しようとするときは、速やかに、王寺町やわらぎ安心収集利用申請内容変更等届出書(様式第6号)を町長に届け出なければならない。

(利用の決定の取消し)

- 第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、やわらぎ収集の利用の決定を取り消すことができる。
- (1) 第2条の規定による対象者の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 第3条の規定による申請の内容に虚偽の記載があったとき。
  - (3) 第8条の規定による連絡がないまま、長期不在の状況になったとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が利用を適当でないとしたとき。
- 2 町長は、前項の規定によりやわらぎ収集の利用の決定を取り消すときは、王

寺町やわらぎ安心収集利用決定取消通知書（様式第7号）により、利用者に通知するものとする。

（緊急時の対応）

第11条 町長は、やわらぎ収集の実施に際して利用者に異常が認められた場合には、緊急連絡先、関係機関等に連絡して、緊急処置を行うものとする。

（実施体制）

第12条 やわらぎ収集の実施に当たっては、関係部署と連携して行うものとする。

（賠償）

第13条 やわらぎ収集の実施に際して事故があった場合は、担当職員に故意又は重大な過失があるときを除き、町は、責任を負わないものとする。

2 利用者の救命又は救助を行うために、やむを得ず家屋、財産等を破損させた場合においては、町は、責任を負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による申請その他やわらぎ収集の実施に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の前においても、行うことができる。